

藤原宮第61次発掘調査現地説明会資料

奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部

1990年7月7日

立木 脩

- ◎所在地：橿原市高殿町クジラマチ
- ◎調査期間：1990年4月25日～
- ◎調査面積：1000m²

当調査部では大極殿院・内裏の外郭の東側の様相を明かにするために、第58次調査に引き続いて第61次調査を実施している。当調査区は第4次調査区の北側に接し、また、東方官衙地区の調査の第41次調査区の南約40mの位置にあたる。第58次調査等では外郭部の東側に南北に並ぶ3個の官衙ブロックの存在が明らかになっている。また、平安時代の遺構群も存在する。

今回検出した遺構は弥生時代から中世にいたるものであるが、主要なものは藤原宮期と平安時代の遺構である。検出した主な遺構は掘立柱塀4条・溝5条・建物2棟・土坑等である。

藤原宮期の遺構 塀1A・塀1B・塀3・建物1・溝1・溝2・溝4・溝5・橋脚状遺構

調査区の東端の南北塀1Bは南北に3個並ぶ官衙のうちの真中の区画の西を限る塀であり、今回8間分を検出した。柱間寸法は9尺（約2.7m）等間であり、北端では柱間が18尺となるところがある。柱はすべて西側に抜かれており、北から2番目の柱穴では柱が横たわった状態で残存している。官衙は東西66m・南北72mの規模であることは第58次調査などの成果で確認されていたが、柱間の広くなるところは塀1の南北のほぼ真中にあたっており官衙の西の出入口の可能性があらう。また、塀1Aは塀1Bと重複する塀であるが、柱間寸法は塀1より若干短い。第41次調査で検出した官衙の北を限る施設として1.5m隔てて2条の塀があり、それらと対応するのであらう。

塀1の西側約1mの溝1はこの塀の雨落溝の可能性がある。

建物1は塀1の東2mにある桁行2間の東西棟で、塀1と柱筋を揃えるため、官衙内の建物と考えられる。

調査区の西端の南北塀3は大極殿院・内裏の外郭の東を限る塀であり、9間分

を確認した。柱間寸法は10尺（約3m）等間である。約3m東の溝5は幅約1.5m・深さ0.6mで、第58次調査区から総延長約80m確認しており、塀3の雨落溝の可能性もあるが、約60m北側の第55次調査区までは延びていない。

溝4は最大幅5m・深さ0.7mの藤原宮の東半地域の基幹排水路である。東の溝2との間約17mは宮内道路と考えられる。溝2は幅約2m・深さ0.6mである。

橋脚状遺構は溝4の南半の両岸にある柱穴で、第58次調査区から8間分検出しているが、規模からみて橋とは考え難い。

平安時代の遺構 溝3・建物2・塀2・塀4

溝3は幅約2m・深さ0.5mの南北溝で、その両岸は人頭大の自然石で粗く護岸している。

溝4の東岸の建物2は2間×2間で、柱間寸法は桁行2m梁間1.5mの小規模な建物である。

塀3の東西両側にある塀2・4は今回11間分確認した。これらの塀は第58次調査区から続き、また、妻柱も存在しないため長大な建物とするよりは塀の建て替えとすべきものであらう。柱間寸法は約2mである。

遺物 瓦・土器（弥生土器・土師器・須恵器）・木器・木製品・木簡・金属製品が出土したが、全体に少量である。

木簡は溝2・4から55点が出土した。

金属製品には金銅製の鈴がある。

まとめ

今回の調査の結果、官衙の西を限る塀には建て替え、もしくは計画変更があることが重複関係から確認できた。また、この塀の南北のほぼ中央には、柱間が広く出入口と想定できる場所が確認できたことも大きな成果とすることができよう。残念ながらこの塀は調査区の東端であり、官衙の内部構造については、今後の調査の進展を待ちたい。

平安時代の遺構は溝を除き、顕著なものはなかったが、第41次調査区にこの時期の建物群があり、第36次調査で出土した弘仁年間の木簡に記載された「宮所庄」と関連があると考えられる小字「宮所」が調査区の南にあるため、荘園の一部と考えられよう。

木簡积文

溝 4

① 己亥年九月七日

② 吉備中国下道郡

・ 矢田里矢田マ刀祢 〔季カ〕

溝 2

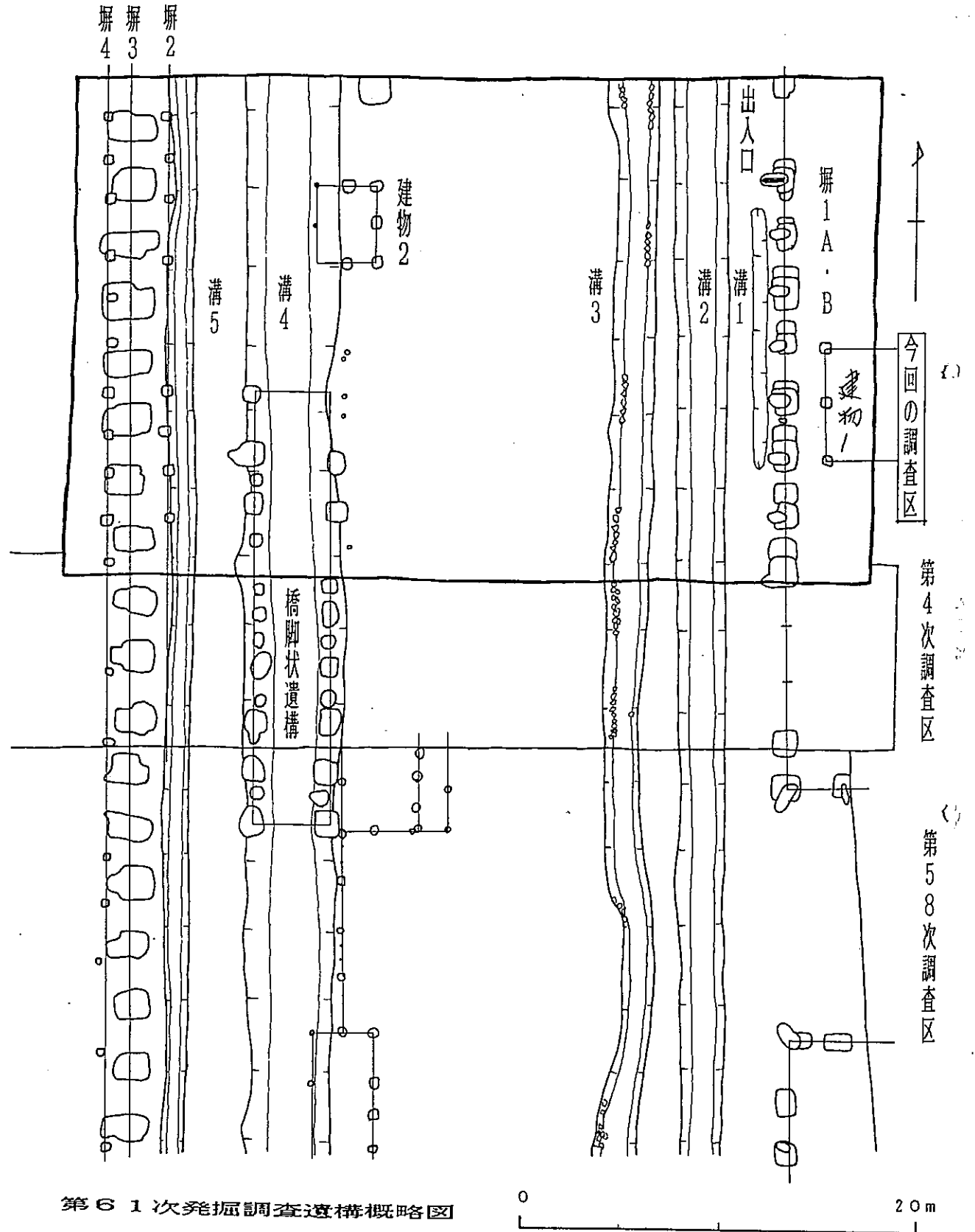
③ 諸陵司 召土師宿祢広庭 土師宿祢国足

土師宿祢大海 □四人

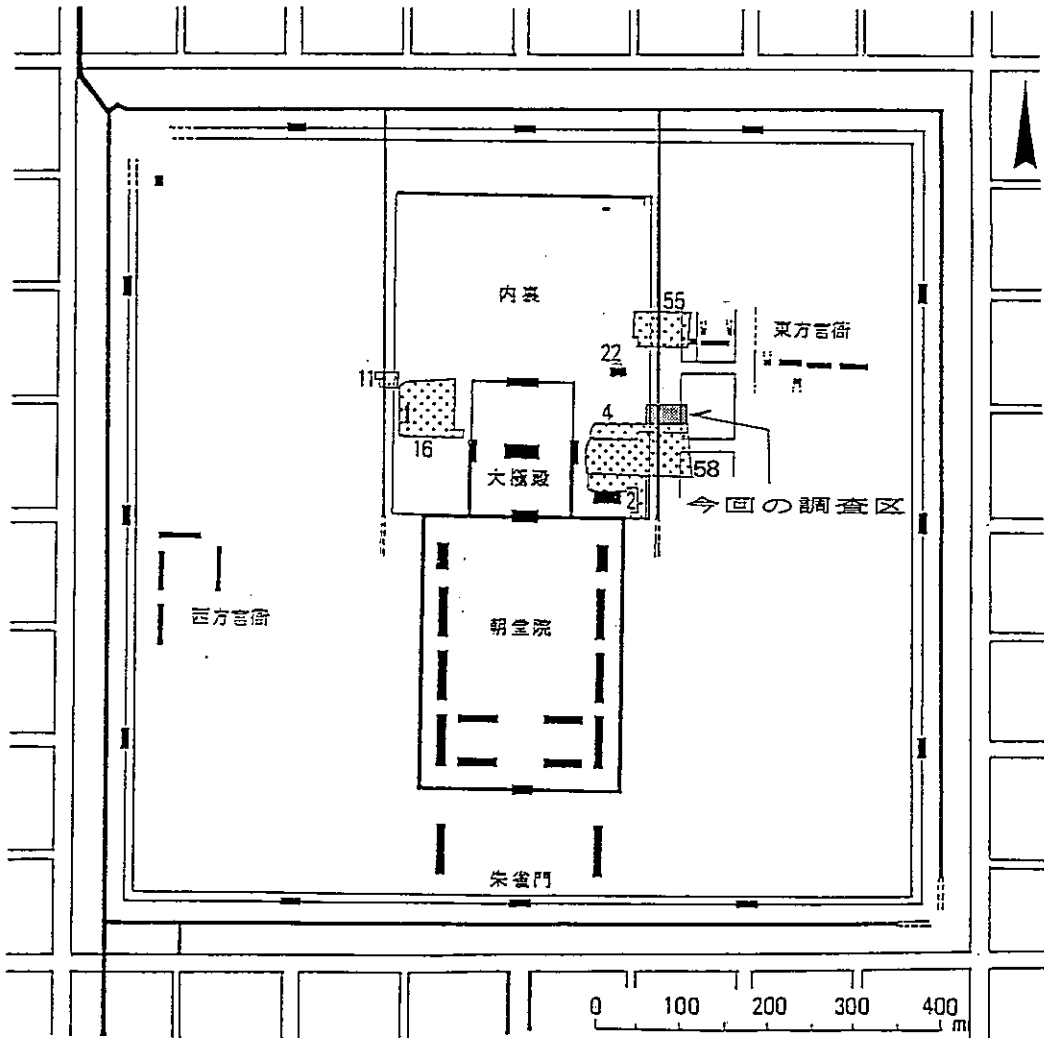
④ 備前国 珂磨郡

・ 他田里 □家人 □麻

⑤ 中務省牒 □守省 〔留カ〕



第 6 1 次発掘調査遺構概略図



調査位置図